

三次市教育委員会告示第10号

三次市高校生地域活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月22日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市高校生地域活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市高校生地域活動支援事業補助金交付要綱（令和3年三次市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

3 補助金の額は、前項の収入額控除後の補助対象経費とする。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第3項中「60万円」を「30万円」に改める。

附 則

この告示は、令和6年3月22日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。